

生駒市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成28年度第1回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月6日

生駒市監査委員 藤本 勝美

生駒市監査委員 井上 圭吾

生駒市監査委員 白本 和久

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の期間

平成28年10月11日から平成29年2月14日まで

3 監査の対象

市長公室	秘書課、広報広聴課、政策企画推進課、人事課
総務部	契約検査課
地域活力創生部	経済振興課（高山竹林園含む。）
市民部	市民課、人権施策課（人権文化センター、男女共同参画プラザ含む。）
福祉健康部	病院事業推進課、国保医療課
建設部	管理課、土木課
都市整備部	都市計画課（学研推進室含む。）、建築課
教育振興部	教育総務課、教育指導課

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）管理等が、法令等を遵守し、適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の照合・確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、昨年度に引き続き現金の取扱い、契約事務、財務に関する各事務処理の実情が法令等の規定どおりの処理となっているか及び重要物品の保管状況についてを重点項目として監査を行った。

5 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正かつ効率的に処理されていると認められた。

事務処理上さらに改善・検討を要する事項については、その都度該当する各所属長及び担当職員に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査の詳細については、別紙資料のとおりである。

なお、重要物品に係る監査の結果については、平成28年度定期監査(第2回)の結果と併せて公表する。

市長公室

秘書課

1 監査実施日 平成28年10月11日

2 監査結果

(1) 歳出について

ア 市長交際費の支出事務について

現金出納帳を検査・確認するとともに、手持現金の残額を確認したところ、支出処理及び現金の管理について適正に行われており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) その他の事項について

ア 現金の取扱いについて

道路通行料及び自動車借上料等の資金前渡による現金について、保管・管理状況を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 贈呈用記念品等の管理について

受払簿及び品物の在庫数を照合・確認したところ、受払い及び在庫の管理については適正に行われており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

広報広聴課

1 監査実施日 平成28年10月12日

2 監査結果

歳出について

(1) 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

政策企画推進課

1 監査実施日 平成28年11月24日～11月25日

2 監査結果

歳出について

(1) 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

人事課

1 監査実施日 平成28年10月17日～10月19日

2 監査結果

(1) 歳入について

互助会食堂の庁舎等使用に伴う光熱水費負担金、臨時職員等の雇用保険料個人負担金等の収入について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料について照合・確認したところ、規則等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 時間外勤務の処理について

2課を抽出し、時間外勤務命令簿、出勤簿等を照合・確認したところ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 職員研修について

職員研修等事前協議書、出張命令簿、復命書等进行检查・確認したところ、例規等を遵守しおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

総務部

契約検査課

1 監査実施日 平成28年10月24日

2 監査結果

(1) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、関係法令、

例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) その他の事項について

契約検査課が執行する、建設工事及び建設コンサルタント等業務に係る入札について、入札執行依頼書、入札執行起案、落札者決定起案、事後審査関係書類等について、検査・確認したところ、規則、要綱等に基づき適正に入札執行及び落札者決定処理がされており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

地域活力創生部

経済振興課（高山竹林園含む。）

1 監査実施日 平成28年12月13日～12月16日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 高山竹林園施設使用料の収入事務について

施設使用許可申請書、調定伝票、収入伝票、領収書(控)、減免申請書等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 高山竹林園のその他の収入事務について

夏休み親子あみもの教室等の講習会個人負担金、茶道教室受講料、抹茶コーナーお茶券売払収入等について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 市民農園使用料の収入事務について

市民農園利用契約書、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

エ 鳥獣飼養許可手数料の収入事務について

鳥獣飼養許可申請書、許可書控、調定伝票、収入伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

オ アンテナショップおちやせんの店舗貸付収入について

店舗使用貸借契約書、歳入整理簿、調定伝票等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

カ その他の収入事務について

小平尾南共同作業所使用料、バルステージ運営協力金、親子ふれあい農業体験収穫米収益金等について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金等の支出事務について

農家区長活動交付金、農業祭実行委員会補助金、土地改良事業補助金、設備導入等事業支援補助金、商工会議所補助金等の交付事務について確認したところ、それぞれ交付要綱、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づきおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

高山竹林園における郵券の管理について、受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われていた。

市民部

市民課

1 監査実施日 平成28年11月9日～11月11日

2 監査結果

(1) 歳入について

市民課窓口及び市民サービスコーナーにおいて発行した戸籍証明、住民証明、印鑑証明等の発行手数料の収入について、市民課発行分については3日分、市民サービスコーナー発行分については1か月分又は3か月分を抽出し、各種証明書等交付申請書、手数料集計表、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 現金の取扱いについて

つり銭用現金の管理について、保管及び管理状況を確認したところ、適正に管理されており、

特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 郵券の取扱いについて

郵券の管理について、受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われていると認められた。

ウ マイナンバーカード等の再発行手数料について

マイナンバーカード及びマイナンバーの通知カードの再発行手数料については、総務省自治行政局住民制度課通知により、各自治体の判断で徴収することができるかとされている。本市の場合、マイナンバーカード普及のため、マイナンバーカード、通知カードとも再発行手数料は徴収していない。しかし、マイナンバーカードの初回発行手数料が無料であることを考慮すると、通知カードの再発行手数料を無料とすることが、マイナンバーカードの普及促進に直ちにつながるとは言い難く、むしろ有料とする方がマイナンバーカードの普及促進につながると思われる。マイナンバーカードも含め再発行手数料の徴収について検討されたい。

人権施策課（人権文化センター、男女共同参画プラザ含む。）

1 監査実施日 平成28年10月27日～10月28日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 施設使用料の収入事務について

人権文化センターの施設使用料収入について、施設使用台帳、施設使用許可申請書、調定伝票、収入伝票、領収書(控)、利用実績表等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

また、コミュニティセンターの施設使用料収入について、1か月分を抽出し施設使用許可申請書、調定伝票、収入伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 物品売払い事務について

コミュニティセンターにおける、「万葉絵はがき」等物品の売払いについて、受払簿、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の収入事務について

生駒セイセイビルの光熱水費負担金、コピー使用料等の収入について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票及び領収書(控)を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金の支出事務について

生駒市人権教育推進協議会補助金の支出事務について確認したところ、補助金等交付規則、交付要綱等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

男女共同参画プラザにおけるつり銭用現金の管理について、保管及び管理状況を確認したところ、適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

福祉健康部

病院事業推進課

1 監査実施日 平成28年12月21日

2 監査結果

(1) 歳入について

収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

国保医療課

1 監査実施日 平成28年11月1日～11月7日、12月1日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 国民健康保険税賦課事務について

抽出により調定伝票、賦課台帳、住民異動届、更正決定伺、旧被扶養減免申請書等を照合・確認したところ、条例等に基づきおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 後期高齢者医療保険料について

歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 第三者行為納付金について

国民健康保険の被保険者が、第三者による不法行為(交通事故等)により怪我等をして医療機関を受診する際に国民健康保険証を使用した場合は、治療に係る保険給付7割分を市が一時的に立て替えて、後日加害者に請求することとなる。県内市町村はすべて奈良県国民健康保険団体連合会に損害賠償額の決定や加害者との交渉を委託しており、加害者(保険会社)からの損害賠償金は同連合会を通じて市町村に納付される。

しかし、平成24年に発生した交通事故における第三者行為納付金では、加害者の加入している自賠責保険から一部納付されたものの、市から加害者への求償額を確定できなかったこと等により時効期間が徒過している。今後は、加害者との折衝記録を整備するとともに適切な債権管理を行われたい。

(2) 歳出について

ア 国民健康保険に係る給付事務について

療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給事務について、支給申請書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 福祉医療助成事務について

重度心身障害者助成金、子ども医療費助成金及びひとり親家庭医療費助成金の支出について、支給に係る起案書、支出負担行為伺書、請求書等を照合・確認した結果、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

エ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

郵券の管理について、受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

建設部

管理課

1 監査実施日 平成28年10月13日～10月14日、11月8日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 道路占用料について

歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、道路占用許可申請書等について照合・確認したところ、

例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 土地売払収入について

歳入整理簿、契約書、調定伝票等について照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他収入について

道路及び公共用水路の境界明示等に関する手数料及びコピー代について、調定伝票、収入伝票、申請書、領収書(控)等を確認したところ例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書、起工伺書類等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守しおおむね適正に処理されていたが、契約金額が130万円以下の工事請負費において、緊急のため随意契約を行うとき、随意契約理由書でその緊急性が十分に説明されていないものがあつたため、現場写真を添付するなどして具体的に記入されたい。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

つり銭用現金の管理について、保管及び管理状況を確認したところ、適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

土木課

1 監査実施日 平成28年11月14日～15日

2 監査結果

(1) 歳入について

行政財産の目的外使用料について、行政財産使用許可申請書、行政財産使用許可書、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書、起工伺書類等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適

正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

都市整備部

都市計画課（学研推進室含む。）

1 監査実施日 平成28年11月30日～12月2日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 用途証明等発行手数料等の収入事務について

用途証明等発行手数料、白地図等売払収入等の収入について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書(控)その他関係資料について照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 市有土地及び物件賃貸料収入について

アコールいこまプレミエメゾン202・203号室及び市有地の賃貸借に係る収入について、歳入整理簿、契約書、調定伝票、収入伝票、領収書(控)その他関係資料について照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書、入札関係書類、プロポーザル実施関係書類、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守しおおむね適正に処理されていたが、生駒駅前再開発事業特別会計の廃止に伴って、従来、同特別会計から支出していた再開発事業関連の費用を一般会計の再開発関連道路維持管理費から支出しており、その中に道路維持管理にそぐわないものが含まれていたため、適切な予算科目について検討されたい。

(3) その他の事項について

つり銭用現金の管理について、保管及び管理状況を確認したところ、適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

建築課

1 監査実施日 平成28年12月22日～12月26日、平成29年2月14日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 建築基準法確認許可等申請手数料の収入事務について

歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、建築確認等受付台帳その他関係資料について照合・確認したところ、例規等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 公共施設整備寄付金について

歳入整理簿、協力金算定明細書、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の収入事務について

コピー代について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書(控)その他関係資料について照合・確認したところ、例規等に基づきおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、関係法令、例規等を遵守しおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金の支出事務について

住宅省エネルギー改修工事補助金、老朽危険家屋解体工事等補助金等の支出事務について、それぞれ補助金等交付規則、交付要綱等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

建築課では、窓口で建築計画概要書のコピー代等を徴収する事務を行っているが、そのつり銭用の資金について会計課から交付を受けていなかったため、生駒市つり銭用資金取扱規程にのっとった適正な現金の取扱いをされたい。

教育振興部

教育総務課・教育指導課

1 監査実施日 平成28年12月5日～12月9日、平成29年1月31日

2 監査結果

(1) 歳入について

京田辺市教育事務委託費負担金、土地建物貸付収入、太陽光発電売電収入等について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等について照合・確認したところ、例規等に基づきおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等について確認したところ、おおむね適正に処理されていたが、以下の点について改善を求めた。

学校施設の修繕については契約金額が30万円未満の小修繕が多いが、その中には取りまとめて発注する方が効率的であると思われるものや、1回の修繕では完全に直らず複数回修繕を行っているものもみられる。児童・生徒が安心して施設を利用できる環境を整備するため、学校施設の状況を適切に把握して予防的な維持管理業務に努め、計画的かつ効率的な施設の維持管理を行われたい。

また、物品の購入については、本来は見積書を2通以上徴して購入先を決定すべきところ、学校現場の判断により見積書を徴さなかったものがあつた。随意契約ガイドラインにのっとり適切な支出事務を行われたい。

イ 補助金等の支出について

自然体験学習推進補助金、遠距離通学児童交通費補助金、高等学校等進学奨励金等について、補助金交付要綱、補助金交付申請書、支出負担行為伺書等を確認したところ、交付要綱、会計規則等を遵守し、予算に基づきおおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他支出事務について

支出負担行為伺書等について確認したところ、会計規則等を遵守し予算に基づきおおむね適正に処理されていたが、以下の点について改善を求めた。

特色ある学校づくり等を目的として各学校で実施する事業の経費に充てるため、学校創造推進事業費交付要綱に基づき1校当たり小学校230,000円、中学校180,000円を報償費として予算の範囲内で交付している。平成27年度においても各学校で様々な事業を実施しているが、事業費用が交付額を上回ったため、差額を市の一般会計から支出しているケースがみられた。事業を実施するための交付額を予算の範囲内とする交付要綱の趣旨に沿った運用をされたい。

(3) その他の事項について

ア 現金の取扱いについて

教育長の交際費の資金前渡による現金について、保管・管理状況を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 郵券の取扱いについて

郵券の管理について、受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われており、特に指摘すべき事項はみられなかった。